

大泉町住宅リフォーム補助金交付事業の実施について

大泉町住宅リフォーム補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

1 交付目的

町内施工業者により住宅のリフォーム工事を行った町民に対し、そのリフォーム工事に要した費用の一部を補助することにより、町内建設関連産業を中心とした経済の活性化、住環境の質の向上及び移住定住の促進を図ることを目的とします。

2 内容

| | |
|--------|---|
| 補助対象者 | <p>次のいずれにも該当する者としてします。</p> <ol style="list-style-type: none">1 リフォーム工事を行う住宅に現に居住し、本町の住民基本台帳に記録されている者。ただし、次に掲げる者もこの要項による補助対象者としてします。<ol style="list-style-type: none">(1) 居住の要件について 現に住宅に居住していない者で、補助対象事業の認定を受けた日の属する年度の3月末までに当該住宅に居住したもの(2) 住民基本台帳の要件について 他の市町村の住民基本台帳に記録されている者で、補助対象事業の認定を受けた日の属する年度の3月末までに本町の住民基本台帳に記録されたもの2 その属する世帯の者に町税の滞納がない者 <p>※ 「住宅」とは、補助対象者が所有する住宅（併用住宅にあっては、自己の居住する部分に限ります。）又は集合住宅で現に自己の居住の用に供しているものをいいます。</p> <p>※ 「リフォーム工事」とは、住宅本体の機能の維持及び住環境の質の向上のために行う住宅の改修及び増築の工事をいいます。</p> <p>※ 「町税」とは、大泉町町税条例に規定する町税をいいます。</p> |
| 補助対象事業 | <p>住宅のリフォーム工事であって、次のいずれにも該当するものとしてします。</p> <ol style="list-style-type: none">1 リフォーム工事に要した費用が20万円以上であること。2 町内施工業者による施工であること。3 リフォーム工事を行う住宅が、建築後10年以上経過したものであること。4 町の他の制度による補助金等の交付を受けていないこと（ただし、移住支援金を除きます。）。 |

| | |
|--------|--|
| | <p>※ 「町内施工業者」とは、大泉町小規模契約希望者登録要領に基づき、大泉町小規模契約希望者登録名簿に登録されている業者又は大泉町商工会建設部会に加盟している業者をいいます。</p> <p>※ リフォーム工事は、補助対象事業の認定を受けた日の属する年度の3月末までに完了しなければなりません。</p> |
| 補助対象経費 | <p>補助対象事業に要した工事費について補助を行います（町内施工業者が町外の協力業者にリフォーム工事を委託した場合、その委託した部分については補助対象経費に含みません。）。</p> |
| 交付金額 | <p>補助対象経費に100分の10を乗じて得た額に相当する額とし、5万円を上限とします。</p> <p>※ 交付金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。</p> <p>※ 補助金の交付は、同一世帯又は同一住宅につき1度限りです。</p> <p>※ 補助金の交付は、大泉スタンプ加盟店共通商品券にて行います。</p> |
| その他 | <p>1 使用期限の超過や紛失等の事由にかかわらず、「大泉スタンプ加盟店共通商品券」の交換、再発行は行いません。</p> <p>2 大泉スタンプ加盟店共通商品券には、交付の日から3～6か月程度の使用期限があります。</p> |

3 交付手続

| | |
|---------|--|
| 認定申請の方法 | <p>補助対象事業を行おうとする者は、大泉町住宅リフォーム補助事業認定申請書（様式第1号）に次の書類を添えて申請してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民票の写し（認定申請の時点で本町の住民基本台帳に登録されている者に限ります。） 2 申請者及び世帯全員の町税の未納がないことの証明書の写し 3 リフォーム工事施工前の写真等 4 リフォーム工事の内容を明らかにする図面及び工事見積書（自社施工又は協力業者施工の記載を要します。） 5 リフォーム工事に係る住宅の築年数が分かる書類の写し 6 その他町長が必要と認める書類 <p>※ 承諾書（様式第2号）を提出した場合は、1、2及び5の書類を省略することができます。</p> |
|---------|--|

| | |
|--------------|--|
| 補助対象事業の認定時期等 | <p>提出された申請書類の審査を行い、大泉町住宅リフォーム補助事業認定・不認定通知書（様式第3号）により補助事業の認定の可否を通知します。</p> <p>※ 補助事業の認定に当たっては、補助事業の目的を達成するために必要な条件を付することがあります。</p> |
| 認定事業の変更の方法 | <p>認定を受けた事業の内容の変更をしようとするときは、大泉町住宅リフォーム補助事業変更承認申請書（様式第4号）に変更内容の分かる書類を添えて申請してください。</p> <p>※ 軽微な変更を除きます。</p> |
| 変更の認定時期等 | <p>提出された申請書類の審査を行い、適当であると認めるときは、大泉町住宅リフォーム補助事業変更承認通知書（様式第5号）により通知します。</p> |
| 認定事業の取下げ | <p>認定を受けた事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、大泉町住宅リフォーム補助事業取下書（様式第6号）を提出してください。</p> |
| 交付申請の方法、時期等 | <p>リフォーム工事完了後、30日以内またはその年度の3月末までに大泉町住宅リフォーム補助事業完了報告書（様式第7号）及び大泉町住宅リフォーム補助金交付申請書（様式第8号）に次の書類を添えて提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 リフォーム工事に要した費用の領収書及び工事内訳書 2 リフォーム工事施工後の写真 3 住民票の写し（認定申請をした後、町内に転入した者に限ります。） <p>※ 承諾書を提出した場合は、3の書類を省略することができます。</p> <p>※ リフォーム工事の状況について、実地調査を行う場合があります。</p> <p>※ 住民票の写しは、その年度の3月末までに提出すれば、その時点で交付申請の要件を満たすものとします。</p> |
| 補助金の交付時期等 | <p>提出された申請書類の審査を行い、適当であると認めるときは、大泉町住宅リフォーム補助金交付決定通知書（様式第9号）により通知します。</p> <p>当該通知を受けたときは、大泉町住宅リフォーム補助金請求書（様式第10号）により補助金の請求をしてください。当該請求書が届き次第、補助金を交付します。</p> |
| 補助金の返還等 | <p>補助認定者が次のいずれかに該当したときは、補助事業の認定を取り消します。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>1 偽りその他不正な手段により補助認定者となったとき又は補助金の交付を受けたとき若しくは受けようとしたとき。</p> <p>2 補助事業の認定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。</p> <p>また、既に補助金を交付しているときは、指定した期限までに、その全部または一部を返還しなければなりません。</p> |
|--|---|

4 各種様式

| | |
|---------|--|
| 申請書等の様式 | <p>1 大泉町住宅リフォーム補助事業認定申請書（様式第1号）</p> <p>2 承諾書（様式第2号）</p> <p>3 大泉町住宅リフォーム補助事業認定・不認定通知書（様式第3号）</p> <p>4 大泉町住宅リフォーム補助事業変更承認申請書（様式第4号）</p> <p>5 大泉町住宅リフォーム補助事業変更承認通知書（様式第5号）</p> <p>6 大泉町住宅リフォーム補助事業取下書（様式第6号）</p> <p>7 大泉町住宅リフォーム補助事業完了報告書（様式第7号）</p> <p>8 大泉町住宅リフォーム補助金交付申請書（様式第8号）</p> <p>9 大泉町住宅リフォーム補助金交付決定通知書（様式第9号）</p> <p>10 大泉町住宅リフォーム補助金請求書（様式第10号）</p> |
|---------|--|

5 事業期間

| | |
|-----|-----------------------|
| 期 間 | 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで |
|-----|-----------------------|

6 担当部署

| |
|-------------------------|
| 大泉町経済振興課 電話0276（63）3111 |
|-------------------------|